

ふるさと遠野の環境報告書

(平成 27 年度)



平成 27 年度環境に関する標語等コンクール「ポスター小学校高学年の部」
最優秀賞『見て見て ツバメのヒナがかえったよ!』附馬牛小学校 2 年 佐々木 美佳

岩手県遠野市

目次

第1章 環境基本計画の概要

第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の役割	1
第3節 計画の期間	1
第4節 施策の体系	1
第5節 推進体制	2

第2章 環境の現状

第1節 自然環境	3
1 気候	
第2節 社会環境	3～4
1 人口	
2 交通	
3 水道	
第3節 生活環境	5～13
1 大気環境	
2 水環境	
3 廃棄物	
4 公害苦情	
第4節 環境の特性と課題	14
1 豊かな自然環境の維持	
2 生活スタイルの改善	
3 遠野らしさの継承	
第5節 環境保全活動	15～16
1 活動の現状	
2 環境教育	

第3章 基本目標ごとの実施状況

第1節 「健康で潤いのある生活」を目指して	17～19
1 清らかな水を守る	
2 きれいな空気を守る	
3 生活環境における騒音等を防止する	
4 安心して暮らせる環境を確保する	
5 人にやさしい生活環境を創出する	

第2節 「生物の多様性の確保」を目指して	20～21
1 自然環境を保全する	
2 生物の多様性を確保する	
第3節 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	22～23
1 緑地を確保する	
2 身近な自然とのふれあいを促進する	
3 良好な景観を保全・形成する	
4 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	
第4節 「循環型社会の構築」を目指して	24
1 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	
第5節 「地球環境の保全」を目指して	25～26
1 エネルギーを有効に利用する	
2 地球環境の保全に貢献する	
第6節 各町の主な取組状況	27～35

＝ 資 料 ＝

ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例	36～39
---------------------	-------

第1章 第2次遠野市環境基本計画の概要

第1節 計画策定の目的

第2次遠野市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例（平成17年遠野市条例第102号）第9条に基づき策定された計画です。

本市環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

第2節 計画の役割

本計画における本市の目指すべき環境像の実現に向けた施策の展開や、環境配慮指針の設定など、本市の環境行政に関する具体的な考え方を示します。

また、市民、滞在者、事業者及び市が行う各種の行動や事業を環境配慮へと誘導し、関係者の相互協力によって所期の目的を推進する役割を持ちます。

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間です。

第4節 施策の体系

◆ 目指すべき環境像

「自然環境と人間生活の調和」

～遠野型環境調和社会を目指して～

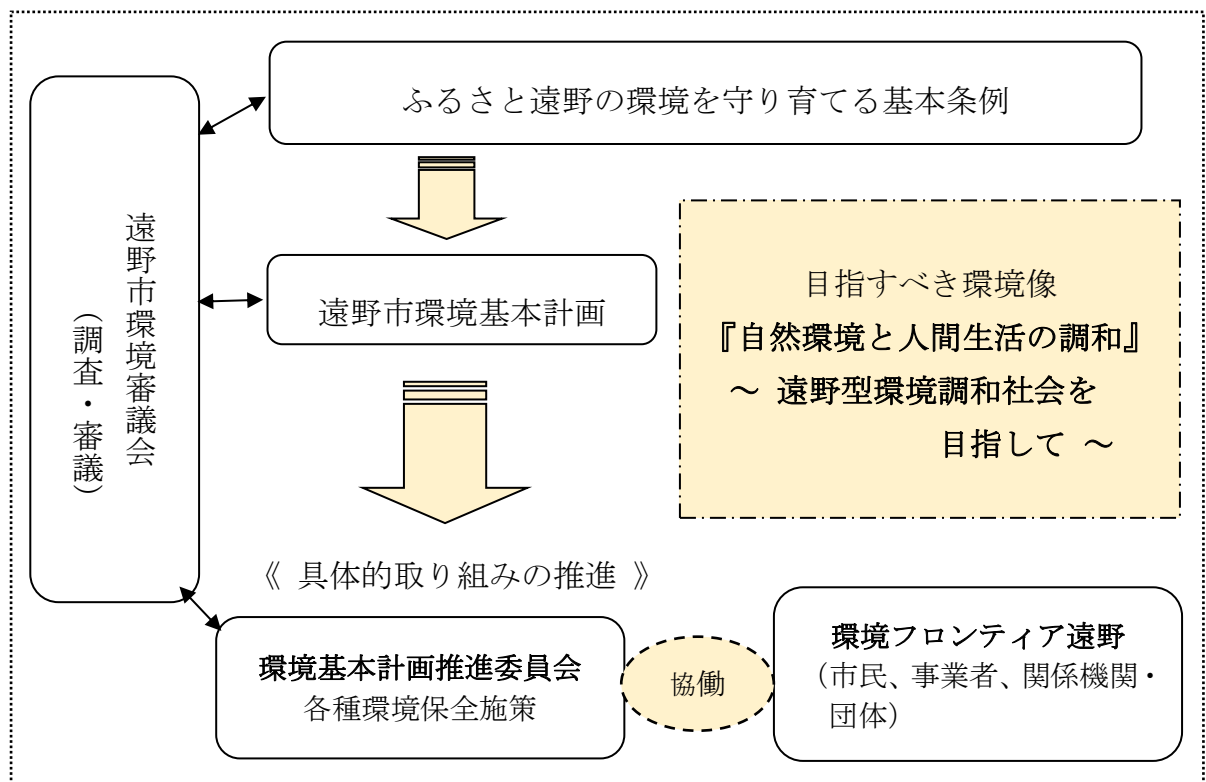
◆ 基本目標と環境施策の体系

基本目標	個別目標	施策の方向
1 「健康で潤いのある生活」を目指して	(1) 清らかな水を守る	ア 工場・事業場などの対策の推進 イ 水質の保全 ウ 監視体制の充実
	(2) きれいな空気を守る	ア 自動車交通などに起因する環境への負荷の低減 イ 工場・事業場などに起因する大気汚染、悪臭などの防止 ウ 監視体制の充実
	(3) 生活環境における騒音等を防止する	ア 自動車交通などに起因する騒音・振動の低減 イ 工場・事業場などの騒音・振動の防止 ウ 監視体制の充実
	(4) 安心して暮らせる環境を確保する	ア 廃棄物の適正処理の推進 イ 不法投棄の防止と環境美化の推進 ウ 化学物質などの対策の推進 エ 監視体制の充実
	(5) 人にやさしい生活環境を創出する	ア 人にやさしい歩行者空間の創出
2 「生物の多様性の確保」を目指して	(1) 自然環境を保全する	ア 森林の保全 イ 農地の保全 ウ 水辺の保全
	(2) 生物の多様性を確保する	ア 野生動植物の保護 イ 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創出
基本目標	個別目標	施策の方向

3 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	(1) 緑地を確保する	ア 公園緑地の確保 イ 緑化の推進
	(2) 身近な自然とのふれあいを促進する	ア 身近な自然とのふれあいを促進
	(3) 良好な景観を保全・形成する	ア 良好な景観を保全・形成
	(4) 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	ア 歴史的・文化的環境の保存・活用
4 「循環型社会の構築」を目指して	(1) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	ア ごみの発生抑制 イ 再利用・再生品の利用の拡大 ウ 資源回収と再資源化 エ 水の循環システムの健全性の維持
5 「地球環境の保全」を目指して	(1) エネルギーを有効に利用する	ア 省エネルギーの促進 イ 新エネルギー利用の促進
	(2) 地域において地球環境の保全に貢献する	ア 地球温暖化対策 イ オゾン層の保護 ウ 酸性雨対策 エ 森林の保全

第5節 推進体制

◆ 推進体制図



第2章 環境の現状

第1節 自然環境

1 気候

平成27年の気候及び過去5年間の気象状況は次のとおりとなっています。

■ 遠野市の気温（平均・最高・最低）、降水量、最深積雪

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年平均
気 温 ℃	平均	9.8	9.7	9.5	9.3	10.3	9.7
	最高	34.1	35.1	32.2	32.9	33.9	34.2
	最低	-16.0	-18.0	-19.2	-16.4	-13.3	-16.6
年間降水量 (mm)		1,172.5	946.5	1,337.0	1,359.0	988.5	1160.7
最深積雪 (cm)		47	37	30	33	18	33

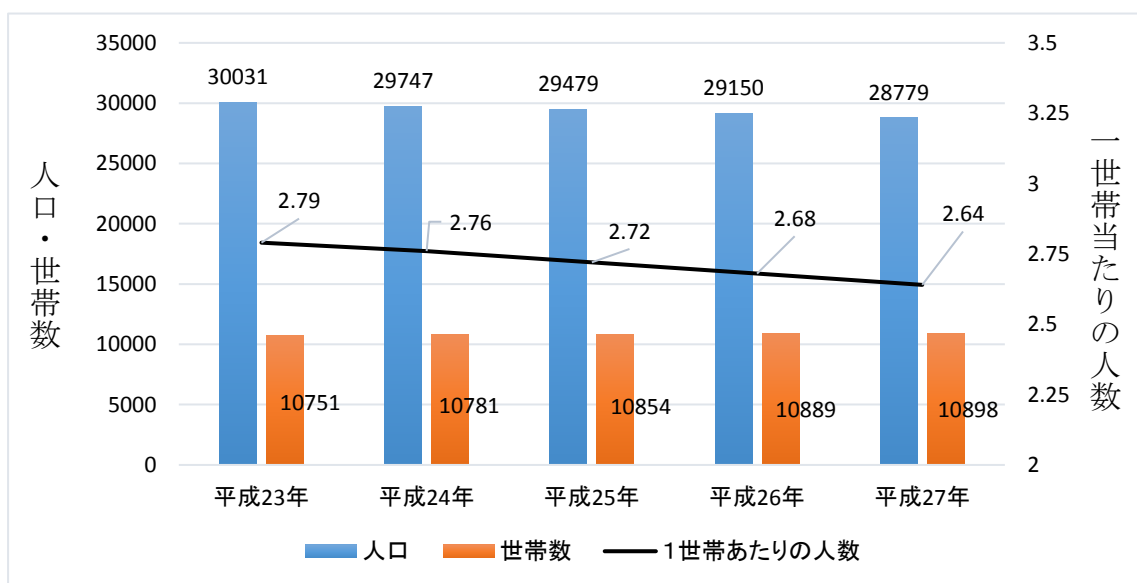
気象庁 遠野 年ごとの値から抜粋

第2節 社会環境

1 人口

平成27年9月末人口は28,779人で減少傾向、世帯数は10,898世帯で増加傾向となっています。1世帯当たりの人数は2.64人となっています。

■ 人口、世帯数の推移

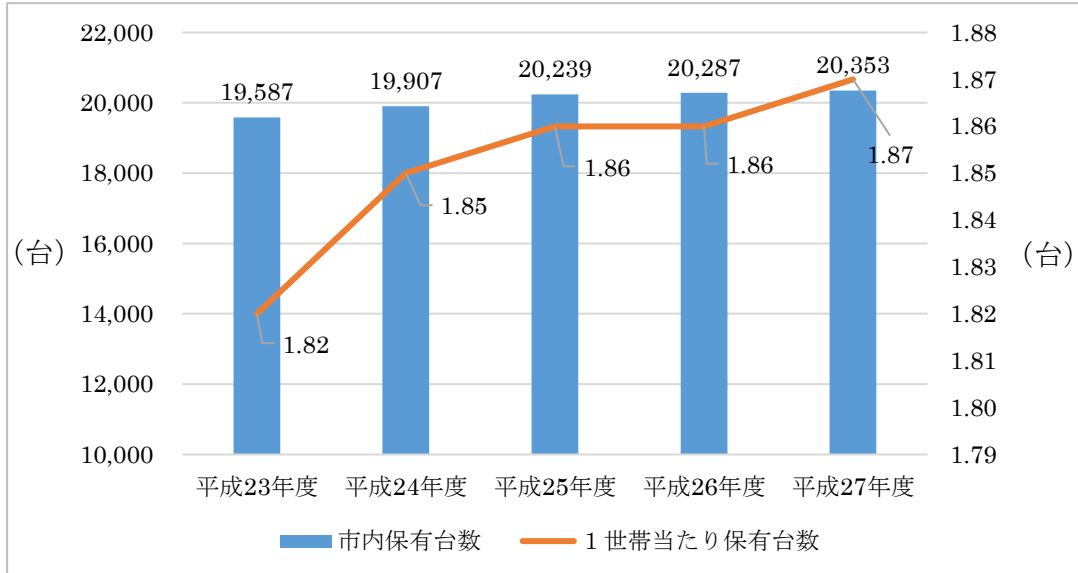


総務部市民課 各年9月30日時点

2 交通

平成 27 年度の自動車保有台数（乗用車と軽自動車の合計）は 20,353 台で、1 世帯当たり保有台数は 1.87 台となっています。

■ 自動車保有台数の推移（乗用車と軽自動車の合計）



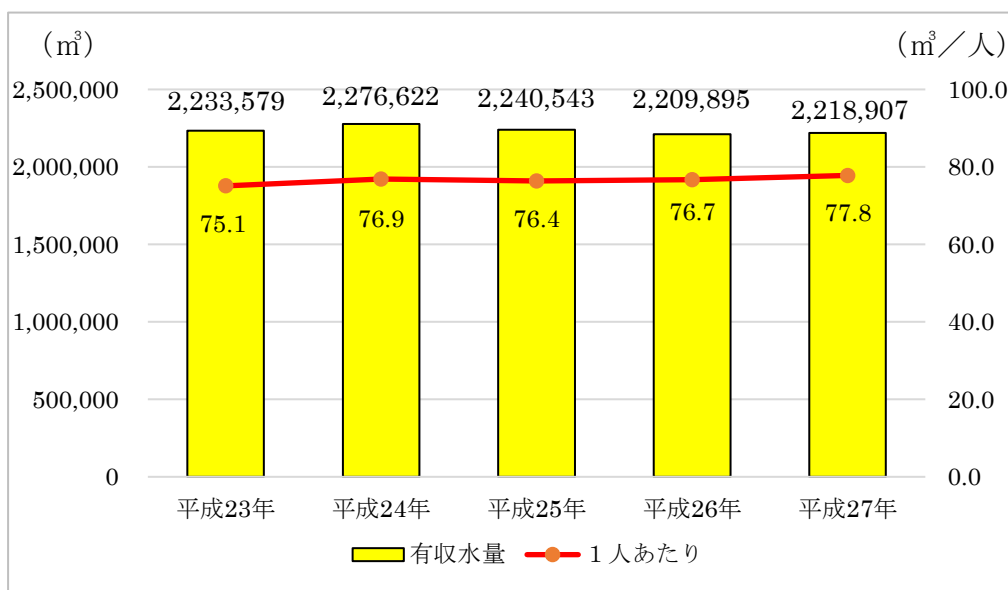
東北運輸局自動車技術安全部

3 水道

水道の有収水量は、平成 27 年度 2,218,907 m³で、平成 23 年度と比べ 0.7%減、平成 26 年度と比べると 0.4%増となっています。

一方、人口一人当たりの有収水量は、平成 27 年度は 77.8 m³/人です。トイレの水洗化など、ライフスタイルの変化や、給水戸数の増加に伴い平成 23 年度と比べて 3.6%増加しています。

■ 水道有収水量の推移



水道事務所

第3節 生活環境

1 大気環境

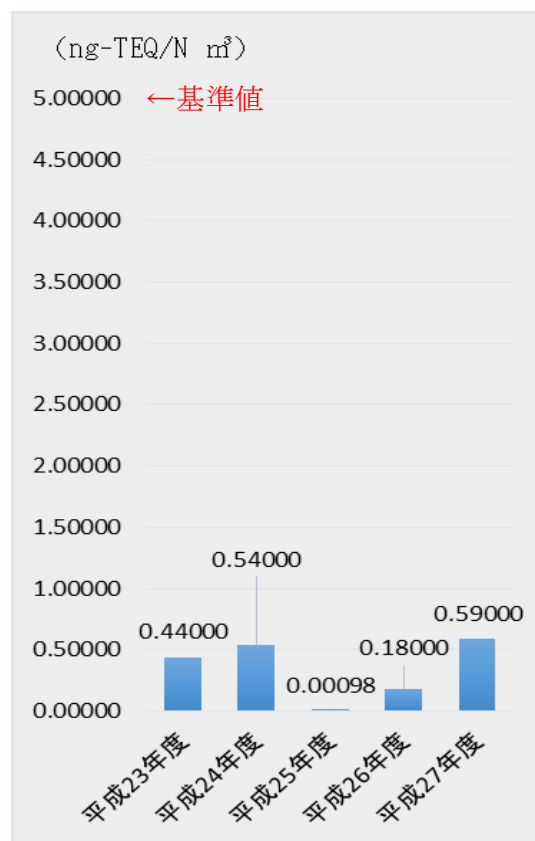
本市の大気環境は良好に保たれています。

焼却施設から排出されるダイオキシン類は、本市の焼却施設が平成27年10月に稼動を終了し、以降は排出されていません。

右の図の数値は、当市の焼却施設清養園クリーンセンターの、平成27年8月測定値です。

もえるごみは平成27年10月から遠野市、花巻市、北上市、西和賀町の広域処理となり、北上市に建設した岩手中部クリーンセンターで焼却処理しています。

■ 清養園クリーンセンターのダイオキシン類の排出濃度



「ng(ナノグラム)」は、10億分の1グラム

◆ 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故以降、市では放射線の影響について必要な対策を的確かつ迅速に進めるため、遠野市原発放射線影響対策本部を設置し、小学校校庭等の空間放射線量の測定や、市民から持ち込まれる農林畜産物等の放射性物質濃度の測定検査を行い、風評被害の防止や市民の安心安全な暮らしを守ることに努めました。

< 汚染牧草焼却処理に伴う測定：放射性物質濃度・空間放射線量 >

原発事故のあった年の牧草は、飼料として与えられるレベルを超えたことから全て焼却処理することとなり、平成24年11月29日から平成27年9月29日までの間焼却処理しました。焼却期間中は、牧草・主灰・飛灰の放射性物質濃度を測定し、測定結果は遠野テレビ・市ホームページにより市民に公表しました。

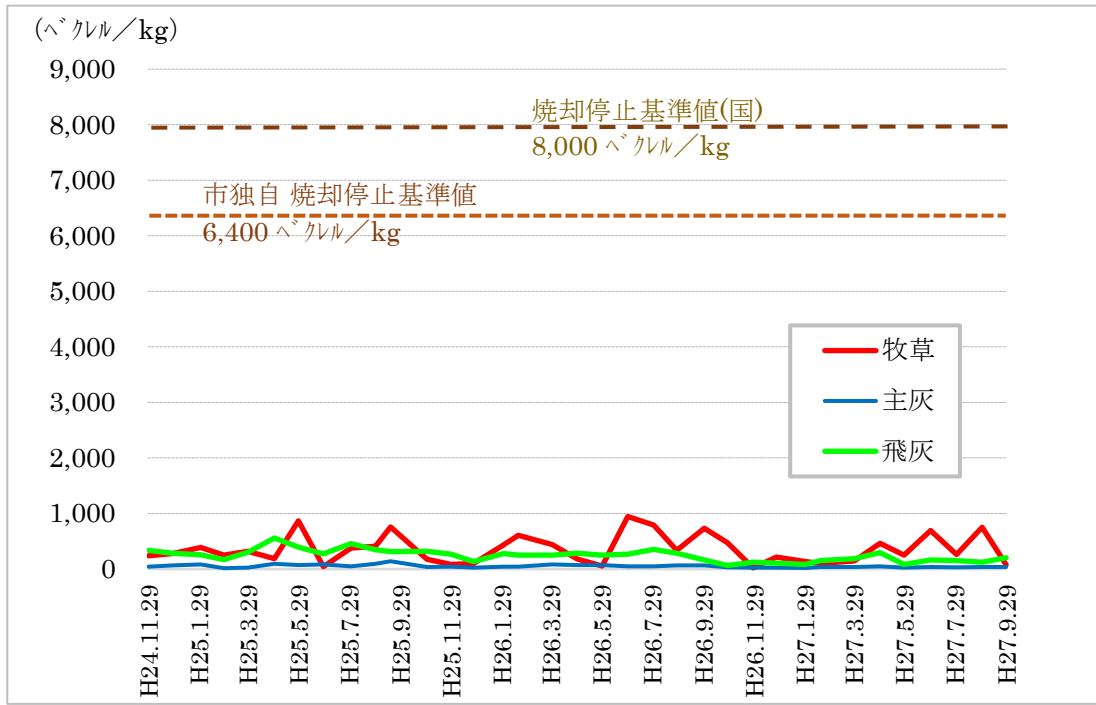
測定結果は、すべて本市独自の焼却停止基準値 6,400 ベクレル/kg以下でした。

(測定結果グラフ：P 6 上段)

また、汚染牧草焼却等に伴うごみ焼却施設付近及び最終処分場等空間放射線量の測定結果も、すべて国の定める除染基準 (0.23 マイクロシーベルト/時) 以下でした。

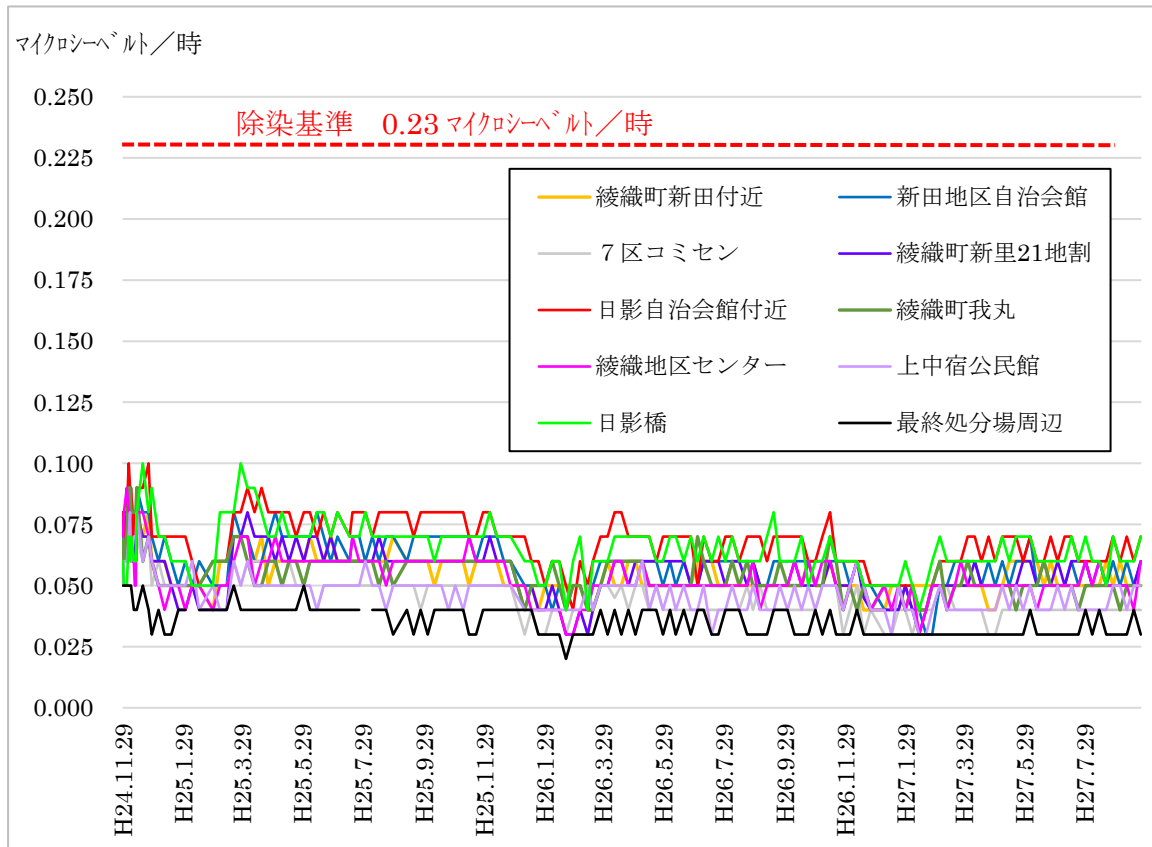
(測定結果グラフ：P 6 下段)

■ 汚染牧草及び牧草焼却後の主灰、飛灰の放射性物質濃度の測定結果



清養園クリーンセンター

■ 汚染牧草焼却に係るごみ焼却施設付近及び最終処分場等空間放射線量



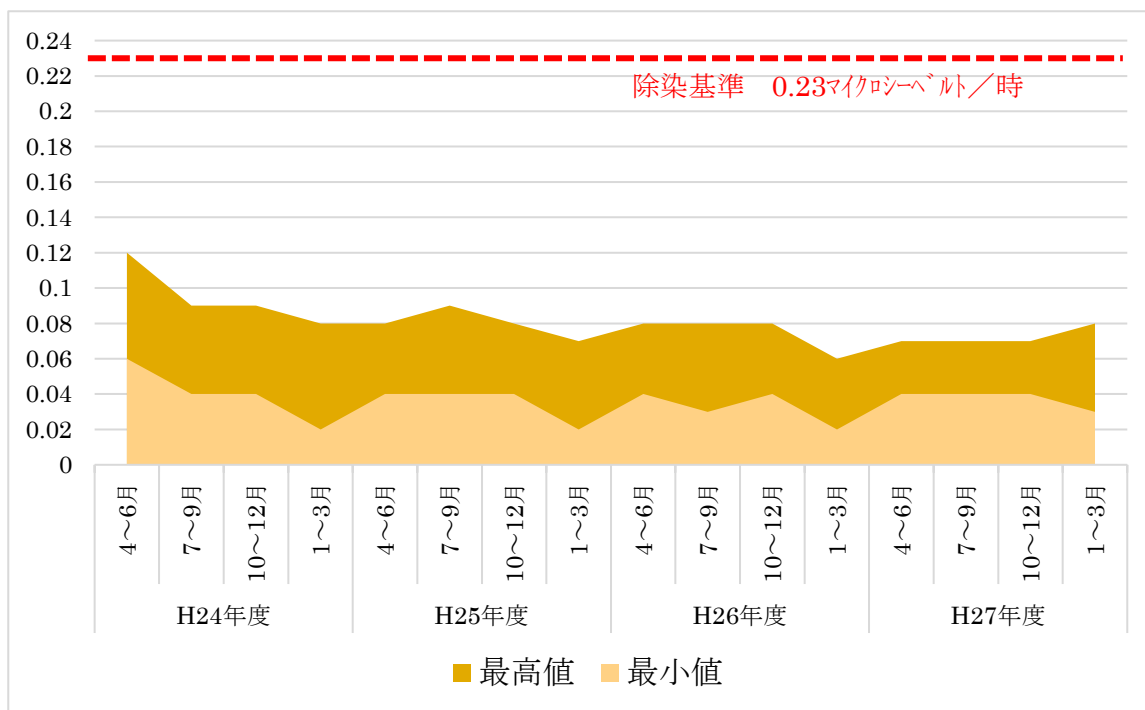
清養園クリーンセンター

< 市内小学校校庭における空間放射線量の状況 >

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故以降、風評被害の防止、情報収集の観点から測定した市内小学校校庭の空間放射線量は、測定開始以降国の定める除染基準値 0.23 マイクロシーベルト/時を超えた地点はありませんでした。

なお、市内小学校校庭の空間放射線量調査は、平成 28 年度も継続して実施しています。

■ 市内小学校 校庭 空間放射線量推移 (平成 23 年 8 月から平成 28 年 3 月まで)



環境整備部環境課

< 空間放射線量 >

市の放射線に対する取り組みとして、市内 11 小学校の校庭の地表付近（地上 1 m、50cm、5 cm のそれぞれの高さ）の放射線量を測定しています。測定結果は、国の定めた放射性物質の除染基準【空間線量が 1 時間あたり 0.23 マイクロシーベルト（年間 1 ミリシーベルト）】を下回っています。

■ 平成 27 年度市内小学校校庭空間放射線量測定結果 (単位：マイクロシーベルト/時)

場所 (小学校)	地表高	測 定 月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
遠野	1m	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.03	0.04	0.05
	50 cm	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.03	0.04	0.06
	5cm	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	0.05	0.05	0.03	0.04	0.05
綾織	1m	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05
	50 cm	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06
	5cm	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06
小友小	1m	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.03	0.06	0.06
	50 cm	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.04	0.06	0.05
	5cm	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.04	0.06	0.06
附馬牛	1m	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04
	50 cm	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06	0.05	0.05	0.06	0.04	0.06	0.05
	5cm	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.06	0.04	0.06	0.05
遠野北	1m	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.03	0.04	0.05
	50 cm	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.03	0.04	0.05
	5cm	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.05	0.04	0.05	0.06
土淵	1m	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.07	0.04	0.05	0.07
	50 cm	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.07	0.06	0.03	0.05	0.07
	5cm	0.05	0.07	0.05	0.06	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.04	0.03	0.08
青笹	1m	0.05	0.07	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.03	0.04	0.06
	50 cm	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.04	0.04	0.06
	5cm	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.03	0.04	0.07
上郷	1m	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.03	0.04	0.06
	50 cm	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.07	0.07	0.03	0.04	0.06
	5cm	0.05	0.05	0.06	0.07	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.03	0.04	0.07
宮守	1m	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.03	0.04	0.04
	50 cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.03	0.04	0.04
	5cm	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.03	0.04	0.04
達曽部	1m	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.03	0.03	0.04
	50 cm	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.03	0.04
	5cm	0.05	0.04	0.05	0.05	0.06	0.04	0.06	0.05	0.05	0.03	0.03	0.05
鱒沢	1m	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.03	0.04	0.05
	50 cm	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.03	0.04	0.06
	5cm	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.03	0.06

◆ 国の定めた除染基準 : 空間線量 1時間あたり 0.23 マイクロシーベルト

環境整備部環境課

2 水環境

河川の水質調査は、公共用水域でA類型指定となっている2河川4箇所と、類型指定のない8河川9箇所で行いました。

水質検査の調査項目及び結果は次のとおりです。

■ 水質調査の調査項目

A類型	環境省が河川の水の利用目的等に応じてA A類型からE類型まで定めており、A A類型が最もきれいな河川である。県内の河川は岩手県で類型指定している。
水素イオン濃度 (pH)	水溶液の性質を示す指標。pH 7のとき中性、数値が上がるとアルカリ性、低くなると酸性を示す。河川水は通常7付近だが、下水や工場排水、植物プランクトンの光合成などにより数値が増減する。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20℃ 5日間で微生物が、河川水や排水中の汚染物質（有機物質）を分解するときに必要な酸素量。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。
浮遊物質 (SS)	水中に懸濁している不溶性物質を総称し、「懸濁物質」という場合もある。水の濁りの原因となるものとして、粘土、有機物、プランクトンのほか各種産業や生活排水中の微細な物質などが挙げられる。
溶存酸素量 (DO)	溶存酸素とは一般に液相中または水中に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。 河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業排水などに汚染された下流では、有機腐敗性物質や他の還元性物質などによって消費されることから、この数値が小さいほど汚染の度合いが高いことを示す。

■ 平成 27 年度市内河川水質調査結果

項 目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
環境基準(A類型)		6.5以上8.5 以下		2mg/ℓ以下		25mg/ℓ以下		7.5mg/ℓ以上	
年度 河川名		H27	5年前 (H22)	H27	5年前 (H22)	H27	5年前 (H22)	H27	5年前 (H22)
A 類 型	猿ヶ石川 (駒木橋付近)	7.5	7.6	1.3	0.8	1	2	9.7	9.7
		7.4		0.9	0.9	2	1	13.0	13.3
	猿ヶ石川 (遠野浄化セン ター付近)	7.4	7.6	0.7	—	3	—	9.6	—
		7.4		0.7		2		12.6	
	猿ヶ石川 (JR釜石線猿ヶ石 川橋梁付近)	7.6	7.8	1.7	1.3	2	<1	9.8	9.8
		7.4		1.4	0.7	2	2	12.4	11.9
小友川 (常楽寺橋付近)	7.7	8.1	1.7	0.7	2	4	9.2	9.9	
	7.7	7.6	0.9	0.5	<1	<1	13.5	12.9	

項 目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
年度 河川名		H27	5年前 (H22)	H27	5年前 (H22)	H27	5年前 (H22)	H27	5年前 (H22)
類 型 指 定 な し	長 野 川 (大洞橋付近)	7.7	7.8	0.7	0.6	1	2	9.0	9.5
		7.6	7.6	0.8	<0.5	1	<1	13.3	12.3
	来 内 川 (板洞橋付近)	7.6	7.7	0.8	<0.5	4	5	9.5	9.7
		7.4	7.5	0.8	<0.5	2	1	12.7	13.6
	来 内 川 (長洞橋付近)	7.4	7.5	1.0	<0.5	2	4	9.4	10.1
		7.3	7.3	1.5	0.5	1	1	12.5	12.1
	猫 川 (羽場橋付近)	7.4	7.5	2.7	1.3	2	5	8.9	9.4
		7.3	7.4	1.0	1.1	<1	1	12.7	13.7
	宮 守 川 (吉金橋付近)	8.0	8.0	1.7	0.8	<1	2	9.4	9.6
		7.8	7.8	1.4	0.8	2	<1	13.6	12.8
	塚 沢 川 (塚沢橋付近)	8.1	8.1	1.6	0.5	2	2	9.4	9.5
		8.1	8.0	1.1	0.6	<1	2	13.2	12.4
	宿 川 (立川橋付近)	7.8	7.9	1.7	0.8	<1	<1	9.1	9.6
		7.9	7.8	0.9	0.5	2	1	13.1	12.3
	家老沢川 (沢田橋付近)	7.9	8.2	2.4	2.4	1	1	8.7	9.4
		7.8	7.8	1.8	0.6	<1	2	14.1	13.3
清 水 川 (下鱒沢12地割)	8.0	8.1	0.9	0.5	2	2	9.7	10.3	
	8.0	8.0	1.2	1.2	2	1	11.6	11.2	

※「<」は未満表示(定量下限値)

環境整備部環境課

※平成27年度は、測定を年2回実施(9月(上段)・1月(下段))

調査の結果、人の健康の保護に関する項目(カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB等の23項目)、生活環境の保全に関する項目(pH、BOD、COD、SS、DO、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌数、全窒素、全燐等)とも環境基準を満たしています。

(「類型指定なし」の環境基準は、「類型指定」に準じる。)

■ 本計画期間中 A 類型河川の水質調査 4 項目 2 回のうち、基準値を超えた回数

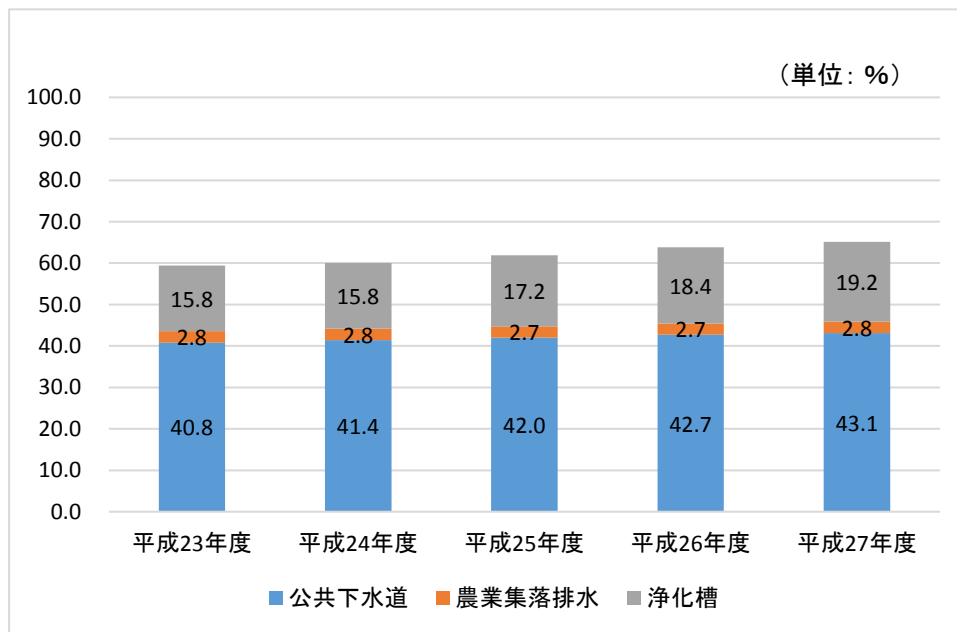
類型	水採取場所	H23	H24	H25	H26	H27
A 類型	猿ヶ石川（駒木橋付近）	0	0	0	0	0
	猿ヶ石川（遠野浄化センター付近）	0	0	0	0	0
	猿ヶ石川（JR 釜石線猿ヶ石橋梁付近）	0	0	0	0	0
	小友川（常楽寺橋付近）	0	0	0	0	0

環境整備部環境課

生活排水対策事業は、公共下水道、農業集落排水事業及び浄化槽設置事業を実施しています。

公共下水道は、平成 27 年度末の整備面積が遠野処理区、宮守処理区合わせて 521 ha、管渠延長は 108 km、普及率は 43.1 %となっています。また、農業集落排水の普及率は 2.8 %、浄化槽の普及率は 19.2%です。

■ 市全体における公共下水道、農業集落排水及び浄化槽の普及率推移



環境整備部水道事務所

市内のし尿処理量は次のとおり推移しています。
人口の減少に伴いし尿の処理量も減少傾向となっています。

■ し尿処理量

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
し尿処理量 (kℓ)	19,903	20,130	19,866	19,428	18,573

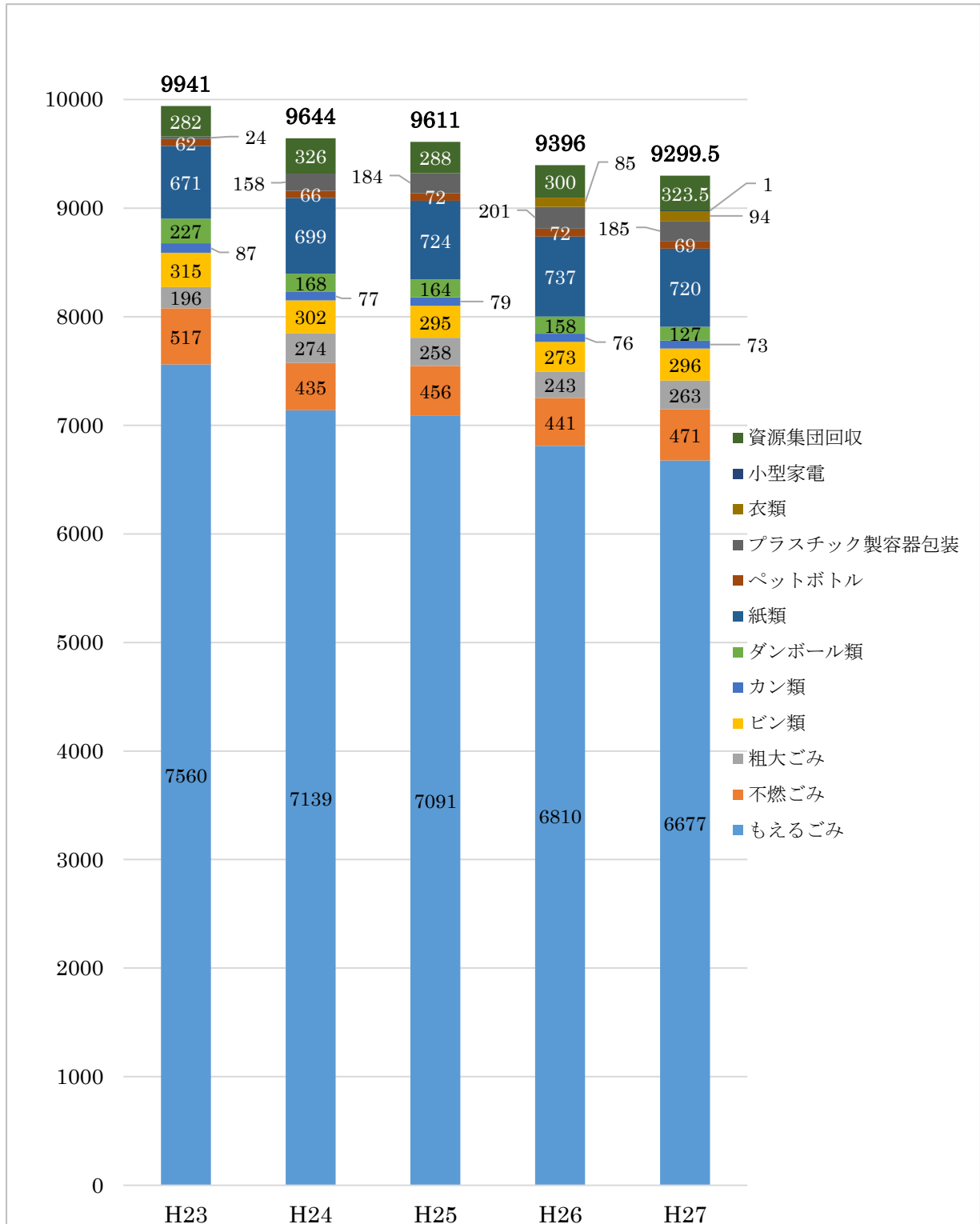
清養園クリーンセンター

3 廃棄物

平成 23 年度から平成 27 年度までの本市のごみ排出量の推移は次のとおりです。

ごみ総量は減少傾向となっています。また、資源ごみへの分別により「もえるごみ」が減少しています。

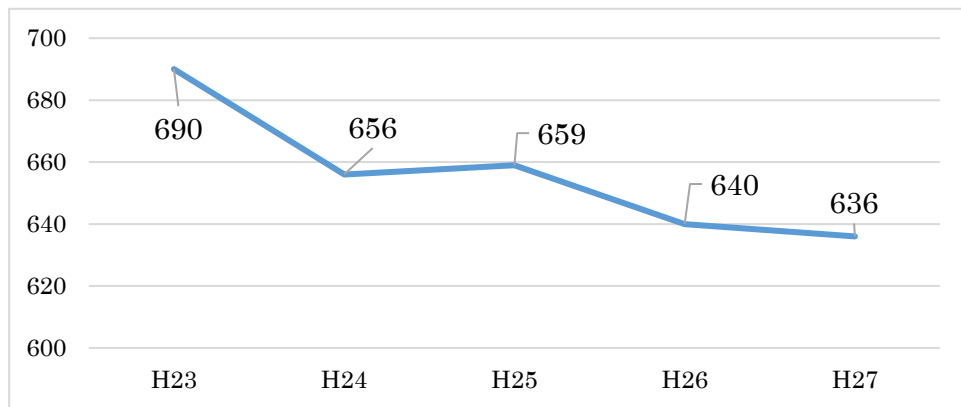
■ 市内すべてのごみ収集量の推移 (トン)



環境整備部環境課

平成 27 年 10 月から「もえるごみ」の広域処理が始まりました。構成 4 市町の負担金は岩手中部クリーンセンター（北上市）に搬入されるごみ量から算出されます。

■ 市民一人 1 日あたりのもえるごみ排出量の推移（g）



環境整備部環境課

■ ごみ減量化に向けた助成実績の推移

	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
生ごみ処理容器	基	60	80	83	61	49
生ごみ処理機	基	19	20	5	15	9
資源集団回収奨励金事業	団体	41	44	44	48	50
資源集団回収量	t	282	325	288	299	324

環境整備部環境課

4 公害苦情

典型 7 公害（下表参照）に関する新規受理苦情はなく、概ね良好に保たれています。

平成 25 年度で完結した騒音の事案は、平成 15 年 6 月に申立てがあった低周波による健康被害です。苦情申立人に健康被害がないことを確認し完結しています。

悪臭は、平成 19 年 1 月から継続している事案です。原因者とは随時協議し、指導や悪臭対策の進捗状況の確認を行っています。

騒音・振動に関する規制区域は、遠野都市計画区域内の用途地域が対象範囲です。

■ 公害苦情発生状況

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
平成 23 年度	0	0	0	1	0	0	1	2
平成 24 年度	0	0	0	1	0	0	1	2
平成 25 年度	0	0	0	1	0	0	1	2
平成 26 年度	0	0	0	0	0	0	1	1
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	1	1

環境整備部環境課

第4節 環境の特性と課題

1 豊かな自然環境の維持

本市の広大で豊かな自然は、水源かん養や多様な生物の生息の場として生態系の生存基盤を支える重要な役割を果たしており、これからも大切に守っていかねばなりません。

近年、松くい虫被害森林の拡大や、特定外来生物「オオハンゴンソウ」、「オオキンゲイギク」の侵入と生育地の拡大が問題となっており、多様な生物が生育する森林環境の保全と在来種保護のための特定外来生物への対応が求められています。

また、本市のニホンジカによる農業被害は近年著しく、被害額は年々増加しています。今後は関係機関や地域住民と連携したニホンジカ被害防止対策に取り組まなければなりません。

2 生活スタイルの改善

20世紀の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済社会システムは、廃棄物問題や森林の減少、地球温暖化など、さまざまな環境問題をもたらしています。

今日の環境問題は、従来考えられていた特定の産業だけが引き起こすものではなく、市民一人ひとりの生活が環境に与える負荷によって引き起こされていることを自覚しなければなりません。

その自覚を持って市民一人ひとりが個々の生活スタイルを見直すことが必要です。

省エネルギーの推進や廃棄物を減らす3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の徹底など、環境に配慮した行動により資源循環型社会へと変えていくことが求められています。

3 遠野らしさの継承

“遠野らしさ”とは、厳しい自然環境や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している日常生活の様相と、山に囲まれた田園風景や点在する集落、清らかに流れる川から醸し出される自然と調和した景観が融合する今現在の本市の状況そのものです。

遠野らしさは、本市を訪れるひとに“日本の原風景”を体感させます。

本市では、遠野らしさを継承するため遠野遺産認定制度を創設し、有形・無形文化財として認定することで住民と行政の協働で様々な保護・活用が展開されています。

遠野遺産は、平成27年度までに143件が認定されました。

再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まり、本市においても太陽光発電パネル設置の動きが見られます。

しかし、最近になって大規模な再生可能エネルギー施設は、地域の景観を損ねるという面も見せ始めました。

本市では、再生可能エネルギー施設であっても、美しく広大な自然環境、歴史的な建造物など本市の景観資源の保全と調和を図ることが重要であると考え、「遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」を制定しました。

今後も、先人たちから引き継がれた“日本の原風景”を次代に引き継ぐべく大切に守ってまいります。

第5節 環境保全活動

1 活動の状況

『環境フロンティア遠野』は、本計画を市民の立場から推進することを目的とする市民環境団体です。

平成27年度は、「明日の遠野の環境を考えるフォーラム2015」の開催や、標語・ポスターコンクール、写真コンテストを行い、環境保全意識の啓発活動に取り組みました。

環境フロンティア遠野を構成する会員は、20団体8個人です。

■ 環境フロンティア遠野構成団体の環境活動（平成27年度）

団体名	活動内容
社団法人岩手県建設業協会 遠野支部	環境美化活動、市街地水路の清掃、遠野かつぱロード及びモニュメント清掃ほか
社団法人岩手県建築士会遠野支部	景観形成に関する調査・研究・発信 ほか
社団法人岩手県自動車整備振興会 遠野支部	マイカー点検教室(エコドライブ方法等)、通行車両街頭検査(灯火装置点検、外観検査、不正改造車両等) ほか
上猿ヶ石川漁業協同組合	河川清掃 ・稚魚放流ほか
NPO法人遠野エコネット	田瀬湖一斉清掃&ごみ川柳大会、マイリバー猿ヶ石、田んぼの学校、夏のエコキャンプ、水源の森づくりプロジェクト、遠野・薪づくり倶楽部開催 ほか
遠野市公衆衛生組合連合会	ごみの減量・資源化の推進(資源集団回収、生ごみ処理容器購入助成) 地域環境美化活動の推進 ほか
遠野市地域婦人団体協議会	生ごみの減量・資源化、各種環境美化活動の参加 ほか
遠野市母子寡婦福祉協議会	道路清掃、環境美化活動 ほか
遠野市PTA連合会	河川清掃、環境美化活動、資源集団回収 ほか
遠野商工会	環境美化活動、清掃活動、絆感謝運動(カーブミラー磨き、ごみ拾い) ほか
遠野地区更生保護女性の会	他団体との連携による環境保全活動の推進、花いっぱい運動の花植え、花壇整備 ほか
遠野地方森林組合	木工団地内道路清掃、環境整備、遠野市緑化祭での植樹指導 ほか
花巻農業協同組合 遠野地域営農センター	環境保全活動(道路清掃 ほか)
岩手県旅館ホテル生活衛生 同業組合遠野支部	ごみの減量推進、各種研修会の実施 ほか
蓮池川を考える会	蓮池川周辺の草刈り等川辺周辺の環境整備、農道への砂利敷き作業 ほか
山谷地区ほたるの里づくり保存会	河川清掃、草刈り作業 ほか
社団法人遠野青年会議所	他団体との連携による環境保全活動の推進
宮守川上流地域環境部会	赤スモモの植栽、グランドカバープランツ研修と実践 ほか
遠野すずらん振興協同組合	環境保全啓発活動
マルキ産業株式会社	環境保全啓発活動
(個人会員)	環境保全啓発活動

2 環境教育

小中学生を対象とした環境教育を積極的に実施しています。

次代を担う子どもたちが環境の大切さやあり方を学習する水生生物調査等「環境勉強会」を開催し、環境保全への意識高揚を図ることができました。

また、全国こどもエコクラブへの登録を市内児童館の協力を得て進め、平成27年度は15団体、会員374人と子どもたちの活動を応援するサポーター91人によりさまざまな環境勉強会を開催しました。

■ 環境教育活動実施状況の推移

(数値は参加人数)

項 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
環境勉強会 (小、中学生対象)	2,024	1,321	944	1,050	1,202
環境学習会	4,344	349	2,106	2,204	454
明日の遠野の環境を考える フォーラム	121	123	96	119	73
合 計	6,489	1,793	3,146	3,373	1,729

環境整備部環境課

第3章 基本目標ごとの実施状況

第1節 「健康で潤いのある生活」を目指して

■ 数値目標と達成率

項目	目標 A (27年度)	実績 B (27年度)	達成率 (B/A×100)	担当
BOD環境基準達成率 ※1	100.0%	100.0%	100.0%	環境課
水道普及率	91.2%	91.0%	99.8%	水道事務所
汚水処理整備率(普及率)	68.5%	65.1%	95.0%	
水洗化率	84.6%	88.6%	104.7%	

※1 BOD(生物化学的酸素要求量): 20℃ 5日間で微生物が、河川水や排水中の汚染物質(有機物質)を分解するときに必要な酸素量。この数値が大きいくほど、汚染物質が多いことを示す。表は環境基準 2mg/l以下となった達成率。

◆ 個別目標(1) 清らかな水を守る

工場・事業場などの対策の具体的取組みとして公害防止協定があります。公害防止協定は事業者の義務ではありませんが、協定を締結している場合、工場・事業場からの排水の水質は事業者自ら検査を行い、その結果が市に報告されます。

平成27年度においては、2者15件の報告があり、環境基準を超える水質調査結果はありませんでした。また、市民からの苦情もありませんでした。

河川水質については、岩手県にA類型指定されている2河川4箇所と、類型指定のない8河川9箇所で行った河川水質調査を実施しました(詳細P9~11)。調査の結果、調査河川の全ての調査項目が環境基準を満たしており、河川水質は良好な状態です。(類型指定のない河川の環境基準は類型指定河川環境基準に準じる)

生活排水の河川への流入は水質汚濁の要因の一つです。当市は公共下水道、農業集落排水及び浄化槽の普及率が65.1%となっており、普及推進が課題となっています。

公共下水道、農業集落排水敷設地域においては加入を推進し、その外の地域においては合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

上水道事業については、現在は、上水道1施設、簡易水道6施設、小規模給水施設3施設の維持管理と計画的な更新により水道水の安全を確保し、安定的な供給に努めています。

水道普及率については、給水区域内の未加入者への加入促進を図るとともに、未普及地域においては、水道法に基づく施設整備に限定せず、自家用水道施設補助制度の活用による生活用水の確保と水質の保全を確保してまいります。

平成27年度においては、市内の井戸水・湧き水といったいわゆる地下水質の測定結果は、すべて水質汚濁防止法における基準値以下でした。

◆ 個別目標(2) きれいな空気を守る

自動車交通などに起因する環境への負荷については、排気ガスによる大気汚染が心配されるほか、近年では温室効果ガス（二酸化炭素、フロン類等）からの地球温暖化問題としても捉えられています。

国は低燃費車の技術開発を推進し、エコカー減税等で自動車交通からの温室効果ガス排出対策を推進しています。

私たちの生活から切り離せない自動車交通ですが、急発進、急加速をしないなどのエコドライブの実行で排気ガス量を低減できます。家庭や事業所でエコドライブを推奨し、きれいな空気を守ります。

東日本大震災以降、津波被災地に向う復興工事関係車輛の交通量が増加しました。東北横断自動車道釜石秋田線が平成30年度に全線開通の予定であり、市街地交通量が大きく減ることが予想されます。

工場・事業場などに起因する大気汚染、悪臭などの防止については、悪臭に関する事案1件があります。平成19年1月から継続している事案で、対象である住田町の鶏糞炭化施設周辺から風向きにより悪臭を感じることもあり、抜本的な対策を事業者に求めています。

工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線の中の紫外線により光化学反応を起こして発生する物質の総称を光化学オキシダントといいます。光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12PPm以上となり、かつ、気象条件からみて大気汚染の状態が継続すると認められるときは、本市では防災行政無線等で市民にお知らせすることとなっています。

また、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをPM2.5といい、環境省の「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、大気中の微小粒子状物質の平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合にも、防災行政無線等により市民にお知らせします。平成27年度は、光化学オキシダント、PM2.5のいずれも警戒レベルはありませんでした。

清養園クリーンセンターの焼却施設から排出されるダイオキシン類の濃度は、平成27年8月の測定では基準値 $5\text{ng-TEQ}/\text{N m}^3$ を下回る $0.59\text{ng-TEQ}/\text{N m}^3$ となっています。本市の焼却施設は平成27年10月に稼働を終了して以降、ダイオキシンは排出されていません。

◆ 個別目標(3) 生活環境における騒音等を防止する

騒音は、騒音規制法に基づく騒音規制地域が一部指定されており、騒音規制地域の4路線5区画を毎年1区画ずつ測定しています。

平成27年度の調査地点の遠野住田線における騒音は、基準値以下でした。

振動は、振動規制法に基づき地域の実態に応じた振動規制地域が一部地域に指定されています。平成25年度まで1件の苦情事案がありましたが、平成26年度に解決しています。今後も関係法令及び県条例に基づいた規制・監視を続けます。

工場・事業所から発生する騒音・振動の抑制については、騒音・振動規制区域内における公害の未然防止を主な目的として、新しく立地する企業はもちろん、既存の工場・事業所に対しても公害防止協定を締結するよう指導しています。

◆ 個別目標(4) 安心して暮らせる環境を確保する

平成 27 年 10 月からもえるごみの広域処理が始まりました。3 市 1 町のごみ分別の統一とごみの正しい分け方、及び資源の有効活用を図るため、遠野テレビを活用したごみ分別辞典を作成し、適正処理への理解を深めました。

農業用廃プラスチック等の産業廃棄物や、両センターで処理できない一般廃棄物については、受け入れ先を紹介しました。

春と秋に、市民全員で取り組む大掃除週間の設定や、各公衆衛生組合と連携して町ごとに年 2 回の環境パトロールを実施して不法投棄の回収を行い、環境美化と市民のきれいなまちづくり意識の醸成を図りました。

不法投棄の回収処理は、平成 27 年度はテレビ 16 台、冷蔵庫 8 台、バッテリー 9 台、タイヤ 123 本等でした。不法投棄の根絶を目指し、警察署と連携を図りながら今後も継続して活動を続ける必要があります。

ごみ野外焼却については、警察署及び消防署と連携して指導を行うとともに、広報による野外焼却禁止の周知に努めました。

◆ 個別目標(5) 人にやさしい生活環境を創出する

市道等の日常生活に欠かせない生活関連道路は計画的に整備を進め、市内各公益的施設や集落間の連絡性や利便性の向上を図りました。

各集落内における生活道路については、「生活に身近な道づくり事業計画」に基づき、地域住民の快適性の確保に努めました。

老朽化した路面や橋梁、木製施設等の調査を進め、計画的に改良事業の推進を図りました。また、ユニバーサルデザイン（すべての人にとって使いやすいように作られた環境のデザイン）に基づいたすべての人にやさしい道づくりに努めます。

第2節 「生物の多様性の確保」を目指して

■ 数値目標と達成率

項目	目標 A (27年度)	実績 B (27年度)	達成率 (B/A×100)	担当
自然環境保全地域数 ※1	4箇所	4箇所	100.0%	環境課
特定植物等群落数 ※2	7箇所	8箇所	114.3%	
鳥獣保護区数 ※3	8箇所	7箇所	87.5%	農業振興課
耕作放棄地解消面積	120 ha	114 ha	95.0%	
認定農業者数	415 経営体	354 経営体	85.3%	
新規就農者数(累計)	—	17 人	—	

※1 自然環境保全地域 … 早池峰国定公園（附馬牛町）、荒川高原（附馬牛町）
（ ）は位置 大洞カルスト（附馬牛町）、琴畑湿原（土淵町）

※2 特定植物等群落 … 早池峰山の高山植物（附馬牛町：早池峰山高山帯）
（ ）は位置 早池峰山の針葉樹林（附馬牛町：早池峰山亜高山帯一帯）
猿屋裏の高層湿原（附馬牛町：天野山）
薬師岳のアオモリトドマツ林（附馬牛町：薬師岳中腹以高-山頂部）
琴畑の中間湿原（土淵町：石仏山北方山落葉沢）
六角牛山のエゾスグリ（青笹町：六角牛山中腹以高-山頂部）
片岩の石灰岩植物（上郷町：片岩）
貞任のハンノキ林（土淵町：貞任）

※3 鳥獣保護区 … 早池峰山〈特別保護地区〉（附馬牛町）、たかむろ（土淵町）
（ ）は位置 遠野市鍋倉城（遠野町）、遠野市小友（小友町）
遠野市上郷中山（上郷町）、砥森山（宮守町）、仙人峠（上郷町）

◆ 個別目標(1) 自然環境を保全する

森林の保全については、平成27年度は、造林57.31ha、下刈り198.31ha、枝打ち8.87ha、除伐50.66ha、間伐84.87haなどが実施され、森林の保全に努めました。

農地の保全については、遊休農地の解消と遠野らしい景観を創出するため、SL銀河の運行に合わせ、JR釜石線沿線の遊休農地を中心に菜種の播種を行い、菜の花畑とし、自然環境の保全に努めました。

また、地域住民が主体となり、水路の泥上げや花苗の植栽活動等地域資源の質的向上を図る活動をしました。

河川の改修にあたっては、魚道の確保や他の水生生物の生息環境に配慮した健全な河川生態の維持や、多自然型の河川づくりに努めました。また、川本来の瀬や淵、水際植生を残すことで、早期自然回復を図っていきます。

生活排水の浄化対策を進め、河川や水路の水質保全を図るとともに、無秩序な山林開発やごみの不法投棄を防止するため、ごみの適正処理を推進し、自然環境の保全を図ります。

◆ 個別目標(2) 生物の多様性を確保する

ハヤチネウスユキソウをはじめとする貴重な高山植物や野鳥の宝庫である早池峰国立公園や、貴重な植物の群落を有する岩手県自然環境保全地域の琴畑湿原など、市内には遠野特有の自然が数多くあります。

貴重な自然環境を良好に維持するため、早池峰国立公園に自然公園保護管理員を2人、自然環境保全地域である荒川高原、琴畑湿原及び大洞カルストに自然保護指導員を各2人ずつ配置し、巡回や利用者への指導など、延べ408日活動を行ったほか、早池峰国立公園では関係機関と連携し、盗採防止パトロールを1回、移入種駆除作業を2回行いました。

岩手の希少な野生生物をまとめた『いわてレッドデータブック』でAランクのクロシジミ（黒小灰蝶）が市内にも生息しており、土地所有者の協力を得ながら保護に取り組みます。

近年、特定外来生物の生育地・生息地の拡大により、在来種への影響が懸念される状況となってきています。また、ニホンジカの増加により、農地のみならず森林での枝葉食害、剥皮被害などの影響が広がっています。

ニホンジカは、貴重な高山植物を有する早池峰国立公園周辺でも確認されています。

特定外来生物や増え続けるニホンジカの問題は、市域を越えた対策が必要であり、県などの関係機関と連携した被害防止対策が求められています。

なお、本市では、ニホンジカ被害対策として平成16年度から捕獲と狩猟により1年を通じて捕獲を進めており、その結果、平成26年度は1,015頭、平成27年度は705頭の駆除実績となっています。

第3節 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

■ 数値目標と達成率

項目	目標 A (27年度)	実績 B (27年度)	達成率 (B/A×100)	担当
遠野遺産認定件数	129件	143件	110.9%	文化課
指定文化財説明板設置件数(累計)	80件	90件	112.5%	
民俗芸能保存団体数	65団体	65団体	100.0%	

◆ 個別目標(1) 緑地を確保する

綾織町『千葉家』において、市民参加の遠野市緑化祭を実施し、森林整備や馬搬の見学を通じて、人と共に歩んできた里山のあり方についての理解が深められました。

一方、市内の山林の松くい虫被害は拡大傾向にあり、平成18年3月に宮守町が県で定める松くい虫被害対策における地域に指定され、平成23年4月より区域が市内全域に拡大されています。

被害拡大を防止するために、平成27年度は466本、処理量648.08 m³の被害木の駆除を行ったほか、166本に樹幹注入を行い、予防に努めました。

今後も市内の山林を保護していくために、松くい虫被害の拡大防止を図る必要があります。

市街地における駅前広場、蔵の道ひろば、鍋倉公園及び早瀬川緑地並びに市街地以外の運動公園、銀河の森及び地区農村公園等において、地域住民や観光客が集い憩えるような潤いのある空間の維持管理に努めました。

特に、鍋倉公園は高木化した一部樹木の伐採や剪定を行い、園路の日当たり確保や眺望疎外を解消する取り組みを進めました。

今後、都市公園農村公園等の見直しと既存施設の再編を進めながら快適で潤いのある緑地空間の保全に努めていきます。

◆ 個別目標(2) 身近な自然とのふれあいを促進する

東北自然歩道に指定されている、遠野物語のみち、五百羅漢のみち等の管理を行い、自然に親しむ環境づくりに努めました。

また、市内小学校や児童館等で、水生生物調査を実施し、子どもたちが地域の河川の水質状況を確認するとともに、自然とふれあう機会を創りました。

◆ 個別目標(3) 良好な景観を保全・形成する

遠野らしさを醸し出す景観の保全・形成を図るために、大規模な建築や開発にあたっては建築協定等を活用し、自然や街並みと調和した色彩やデザインの採用など、適正な景観形成のための指導や誘導に努めました。

また、里山区域及び田園区域においては、多面的機能支払交付金事業を実施し、農村環境の保全、美しい風景の形成に努めました。

◆ 個別目標(4) 地域の歴史的・文化的環境の保存・活用

指定文化財の現況を確認し、適切な保護に努めるとともに、新たな文化財指定等について必要に応じて調査を実施しました。また、市民の理解と文化の向上に資するため、各種教室を開催しました。

遠野遺産として、新規2件・追加1件を認定するとともに、市民協働の理念に基づき、みんなで築くふるさと遠野推進事業を活用し、遠野遺産8件の保全・環境整備事業に取り組みました。

国の重要文化的景観に追加選定された土淵町山口集落について、入口に案内表示板を設置し、水車小屋の改修を行い、良好な景観の保全・整備活用について地域の方々と協働して取り組みました。

郷土芸能の保存継承を目的として、保存団体に対し共演会の開催、用具整備等の支援を行うとともに、各団体の演目を映像により記録保存を行いました。

第4節 「循環型社会の構築」を目指して

■ 数値目標と達成率

項目	目標 A (27年度)	実績 B (27年度)	達成率 (B/A×100)	担当
市民一人当たりの一年間 のごみ排出量 (資源集団回収を除く)	281kg	312kg	90.1%	環境課
資源集団回収実施団体 の資源ごみ回収量	267t	324t	121.3%	

※ 市民一人当たりの1年間のごみ排出量は減量为目标とするので、達成率は $(A/B \times 100)$ で算出。

◆ 個別目標(1) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する

遠野市公衆衛生組合連合会では、ごみ減量化物品等の普及と資源集団回収奨励金制度を推進し、資源の有効活用とごみの減量を図っています。

分別する『資源ごみ』は、紙類（新聞紙・雑紙・ダンボール・牛乳パック）、飲料缶、ペットボトル、びん類、プラスチック製容器包装に加え、平成26年度からは今までもえるごみとして出されていた衣類についても、市内11箇所に曜日や時間帯を問わず持ち込める衣類回収ボックスを設置して回収し、もえるごみの減量と資源の有効活用に努めました。平成28年1月からは新たに小型家電を加えました。また、遠野テレビCMを製作し、ごみ分別の周知を図りました。

今後も、環境学習会や広報とおの、遠野テレビを活用し、より一層のごみの分別と減量の啓発活動を続ける必要があります。

各家庭や企業、学校等でごみの減量や資源化等の促進に加え、食品ロスの減少、生ごみのたい肥化など3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））に対する理解を深め、環境配慮に対する意識の向上に努めなければなりません。

循環型環境調和社会の実現に向け、遠野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び実行計画、遠野市分別収集計画、遠野市地球温暖化対策実行計画に基づく環境に配慮した資源循環型生活を推進していきます。

第5節 「地球環境の保全」を目指して

■ 数値目標と達成率

項目	目標 A (27年度)	実績 B (27年度)	達成率 (B/A×100)	担当
森林整備面積	430ha	448ha	104.2%	林業振興課
民有林再造林面積	90ha	57ha	63.3%	
市民環境団体登録数	60 団体	68 団体	113.3%	環境課
小中学校等環境学習の実施	78 回	86 回	110.3%	
こどもエコクラブ登録会員数	300 人	374 人	124.7%	

◆ 個別目標(1) エネルギーを有効に利用する

本市においては、第2次遠野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（計画期間：平成24年度～平成27年度。以下「第2次温暖化対策計画」という。）で温室効果ガス排出量抑制に対する目標を掲げ取り組んでいます。温室効果ガスは、電気、A重油、灯油、ガソリン、軽油、LPガス使用量から算出されることから、温室効果ガス排出量抑制はエネルギーの合理的な利用に結びつきます。

第2次温暖化対策計画は、遠野市役所の事務事業に限定しての計画であり、平成27年度実績報告ではエネルギー使用量が減少しました。ただし、要因として市民センター大規模改修が挙げられており、今後は、通常業務になった場合のエネルギーの合理的な利用が求められます。

平成17年度以降、本市では地域の特性を踏まえ、木質バイオマスエネルギー利用施設の導入を進めています。平成28年3月末時点での木質バイオマスエネルギー導入施設は、公共施設においては8施設となっています。

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を機に、再生可能エネルギーに対する関心がさらに高まり、クリーンな再生可能エネルギーを利用しようとする動きが活発になってきました。

再生可能エネルギーを活用した災害に強い自立分散型エネルギー供給体制を推進するため、防災拠点等の施設に再生可能エネルギー設備を導入し、災害等による停電時に必要最小限の電力を賄えるよう整備しました。

本市では、遠野市新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電、太陽熱、バイオマスエネルギーなど、環境にやさしいクリーンエネルギーの活用を推進するとともに、一般住宅への太陽光発電設備の導入を促進しています。

林地残材や工場残材、家畜から排出される糞尿等、地域の1次産業と密接に関わるエネルギー資源を活用した遠野型新エネルギー導入（景観資源と調和しながら再生可能エネルギー資源の地産地消を進め、産業の活性化につなげる取組）を促進し、好循環型社会の構築と地域経済循環を推進しなければなりません。

◆ 個別目標(2) 地域において地球環境の保全に貢献する

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスですが、中でも二酸化炭素が温室効果ガスの約98%を占めています。

平成27年度において、遠野市役所の事務事業により排出される二酸化炭素の量は7,138トン-CO₂でした。

結果的には第2次温暖化対策計画の排出量抑制目標を達成しましたが、要因が施設の大規模改修のため、改修後の温室効果ガス排出量抑制対策が課題となってきます。

事務事業編計画に基づく遠野市役所事務事業での温室効果ガス削減に向けての取り組みはもちろんですが、今後は、市全域を対象とした実行計画（区域施策編）策定を検討し、市全域での温室効果ガス排出抑制に向けた取り組みが求められてきます。

オゾン層の破壊、酸性雨、森林の破壊といった地球環境の問題は、私たち一人ひとりの日常生活の暮らしや事業活動そのものが原因です。

また、近年、ゲリラ豪雨や台風による山地災害が多発しています。森林の持つ水源かん養や洪水緩和などの公益的機能を十分に発揮していくためには、森林の整備・保全を一層進めなければなりません。

本市では市民や事業者が環境保全への理解を深め、自発的な活動につながることを目的に、ごみの削減やリサイクル、二酸化炭素排出量の削減等をテーマとした環境学習会を開催し、環境保全に対する意識の高揚を図っています。水生生物調査の実施に合わせ、地域や世界の水環境についての学習や、風力発電施設等の見学等、環境学習会の実施回数は昨年度を上回りました。また、こどもエコクラブの登録会員数についても目標値を上回っています。

今後も引き続き環境保全に対する意識の啓発をしていく必要があります。

第6節 各町の主な取組状況（各地区センター報告）

【遠野町】

＝地区目標＝

- 道路清掃、鍋倉公園清掃、河川清掃、花いっぱい運動等環境美化活動を推進します。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- 城下町としての町並みの保存や景観の創出に努めます。
- 廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。
- 環境への関心を高めるため、環境教室・講座等を開催します。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境美化の推進	一斉河川清掃及び各自治会における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	6/5、8/2	全世帯
	春季・秋季清掃週間に併せて、町内各戸の清掃点検を実施、環境パトロールをしながら環境美化に努めました。	4/20～26 9/28～10/4	全世帯
植物（の生態系）に配慮した環境づくり	一斉河川清掃をホタルの生息地や水生生物に配慮しながら実施しました。	8/2	全世帯
城下町としての文化的町並みの保全及び景観の創出	昔から伝わる祖霊迎いの年中行事「まつび焚き」を実施し、町家の盆行事の景観づくりに努めました。	8/13～8/14	65世帯
廃棄物の減量及びリサイクルの促進	各区の公衆衛生組合長や保健推進委員等により、ごみの正しい出し方やごみの減量化などの推進に努めました。	通年	全世帯
環境学習の推進	子供たちの環境学習として、小学校及び児童館において水生生物調査に取り組み、環境保全への理解を深めました。	7/28	小学校、児童館

【綾織町】

＝地区目標＝

- 沿道の花いっぱい運動やごみ拾いなどの美化活動を推進します。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- 資源回収活動を促進します。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 生活雑排水の浄化意識の向上に努めます。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
花いっぱい運動、 環境美化の推進	町内の国道 283、396 号沿い約 7 km にわたり約 5 万本のマリーゴールドの植栽を行う「花街道あやおり」の実施、また、植栽に併せごみ拾いを行い、環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	6/8 (除草作業) 7/5(植栽)	延べ 1,000 人
	春季・秋季清掃週間に併せて、町内各戸が環境美化に取り組むとともに、清掃点検を実施し、環境美化に努めました。	4/20～26 9/21～27	全世帯
	綾織町公衆衛生組合において、町内のごみ集積所付近を巡回・点検する環境パトロールを実施し、不法投棄の防止と環境整備の状況把握に努めました。	5/7、11/5	延べ 18 人
動植物に配慮した 環境づくり	一斉河川清掃を実施する際に、水生生物に配慮しながら、雑草・雑木の刈り払いやごみの除去作業を行いました。	8/2	472 人
資源回収活動の推 進	公衆衛生組合長が中心となり、ごみの正しい出し方やごみの減量化に努めるとともに、ごみ減量スローガンの幟を設置し、地区民に対する周知活動を積極的に行いました。	通年	全世帯
	遠野中学校綾織地区 P T A による資源集団回収の実施により、分別の徹底と資源の再活用への意識の向上に努めました。	8/8	60 人
生活雑排水の浄化 意識の向上	各家庭が地域の河川の水質を保全するため意識高揚に努めました。	通年	全世帯

【小友町】

= 地区目標 =

- 巖龍神社や藤沢の滝周辺の環境保全に努めます。
- ホテルやモリアオガエルの保護に努めます。
- 宿場町の情景、小友まつりや裸参りなどの特色ある地域文化の保存に努めます。
- 水質調査を実施し、水辺を利用した環境教育を推進します。
- 花いっぱい運動を推進し、環境美化に努めます。
- 廃棄物の減量化やリサイクル率向上に努めます。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境保全活動	観光客が多く訪れる巖龍神社や藤沢の滝周辺の草刈りやごみ拾い等環境保全に努めました。	7/1～9/30 8/2	150人
ホテルやモリアオガエルなどの希少動植物の保護	ホテルの生息地調査や観察会の実施により、貴重な動植物の保全意識の向上に努めました。	4/30 ～9/30	延べ 120人
宿場町や小友まつり、裸参りなどの文化継承及び保存	小友まつり、裸参りをはじめとした祭りの実施により、郷土の伝統行事の保存と伝承に努めました。	8/29・30 2/27	延べ 1,000人 (観客含)
	「小友町探訪会」と題し、町内の名所旧跡を訪ねて、郷土の理解に努めました。また、小友町に伝わる民話・伝説の発掘を行いました。	6/28～9/30	延べ 50人
水質環境保全の推進	小学生を対象とした水生生物調査を通じて、水質保全の重要性を学習しました。	8/9	延べ 30人
花いっぱい運動	小友町農産物直売所(ともちゃん)や地区センター、小学校、保育園、小友生涯学習スポーツ施設(旧小友小学校)の花壇に植栽して美しい町づくりに努めました。	5/1～6/30 5/27	総参加者 150人 (草刈り、草取り含)
廃棄物の減量化やリサイクル率の向上	各区の公衆衛生組合長を中心として、ごみの正しい出し方やごみの減量化などの推進に努めました。	通年	全世帯
	リサイクル率を向上するため、小友小学校の協力により空き缶、新聞紙、ダンボール等の回収に努めました。 ストックヤードの活用開始。	4/13 ～10/31 通年	全世帯

【附馬牛町】

＝地区目標＝

- 猿ヶ石川の源流域として、水質保全を図ります。
- 資源回収活動をはじめ、循環型社会システムづくりやグリーンツーリズムを推進します。
- 文化財及び遠野遺産の保存活動を推進するとともに、併せて自然の関心を高め、保全の必要性への理解を深めます。
- 清掃活動や花いっぱい運動等環境美化活動を推進します。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
猿ヶ石川の源流域としての水質保全	河川清掃の実施により、河川周辺の環境美化及び水質保全意識の醸成に努めました。	8/2	322人
環境循環型社会システムやグリーンツーリズムの推進	区長・保健推進委員合同研修会を実施し、青森県西目屋村の白神山地ビジターセンターにて研修し、自然・環境保全について研修を行いました。	9/28	16人
文化財や自然環境保全の必要性の理解	「花いっぱい運動」で、附馬牛バイパス沿い、火渡の石碑群前、自治会館前、小学校、旧中学校等の花壇に保育園児・小学生・婦人会・老人クラブが中心となり花の植栽や除草をし、環境美化・景観作りに対する意識の高揚を図りました。	6～10月	延べ50人
環境美化活動の推進	附馬牛町第3区を中心に町内を巡回、パトロールし、環境保全意識の向上を図りました。	10/2	9人
	花いっぱい運動において、各行政区ごとに花の植栽や除草を行い、環境美化活動の推進を図りました。	6～10月	延べ105人
	河川清掃と併せ、小学生とその家族が、町内の空き缶等のごみ拾いを行い、環境美化活動を行いました。	8/2	延べ40人

【松崎町】

＝地区目標＝

- 花いっぱい運動や道路・花壇の清掃の活動を推進します。
- 田園風景にふさわしい景観を保全します。
- 自然環境の再生を推進します。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 地域イベント等でのごみ削減に努め、環境配慮型のイベント運営を心掛けます。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季一斉道路清掃、河川一斉清掃及びマリーゴールド 12,000 本を道路沿いに植栽する「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4/5、6/21、8/2、10/25	延べ 2,943 人
	自転車道の草刈	8/2	延べ 387 人
	地区センター、福祉センターを利用する団体が施設周辺の草取りやサッカー場のごみ拾いを行い、環境美化の高揚に努めました。	5～10月	延べ 360 人
田園風景の景観保全	ごみ集積所を茅葺き等にしたことにあわせ、定期的に周辺的环境整備を行いました。	通年	182 世帯
環境教育・講座等の推進	松崎町をウォーキングしながら、自然環境を享受し、参加者のコミュニケーションを図りました。	10/11	106 人
	松崎町地域婦人団体協議会が持ち寄った使い古しのシーツやタオル等でウエス作りに取り組み、リユースウエス（3,000 枚）として社会福祉団体へ寄付し、自然にやさしい活動に努めました。（8回目）	6/21	9 人
ごみの減量	町民グラウンドゴルフ大会後の交流会において、ごみを分別し、可燃ごみを少なくし、リサイクルを行いました。	9/13	90 人
その他	松崎町公衆衛生組合において、町内を巡回・点検する環境パトロールを実施し、環境整備の状況把握に努めました。	8/6、10/2	20 人

【土淵町】

＝地区目標＝

- 浄化槽の普及啓発に取り組み、水環境の保全美化に努めます。
- 水源の涵養・環境保全に努めます。
- 民話のふるさとを醸し出す自然景観の保全や伝統的風習の継承に努めます。
- 森や川に親しむ環境学習会の開催や環境美化活動などを積極的に推進します。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
水環境の保全 美化の推進	9区自治会有志によるカッパ淵から9区地内を流れる蓮池川の川底からのごみ拾いを実施し、水のきれいな川づくり、ビオトープゾーンとしての水辺の動植物復元に努めました。	通年	約20人
水源の涵養・ 環境保全の推 進	栃内地区堆肥生産利用組合では、畜産農家から出される糞尿を良質の堆肥にし、有機資源として農地に還元する「栃内土づくりセンター」を活用し、耕畜連携による環境保全型農業の推進に努めました。	通年	約10人
自然景観の保 全や伝統的風 習の継承	町内一斉道路清掃を行い沿道の空き缶ペットボトルの回収や、路肩の泥上げを行いました。	4/5	約700人
	土淵町地域づくり連絡協議会及び各行政区において「花いっぱい運動」に取り組み、各施設や沿道にマリーゴールド等を植栽し、環境美化に努めました。	5～10月	約500人
	貞任牧野組合では、会員総出で貞任高原のごみ拾いを行いました。	6～10月	約40人
	市内一斉河川清掃により、草刈り・ごみ拾いを実施しました。	8/2	約700人
	交通安全協会会員が町内のカーブミラー清掃を実施しました。	8/9	7人
環境学習会の 開催や環境美 化活動の推進	土淵小学校児童、父母らによるビンやアルミ缶、紙類等の資源回収に努めました。	通年	児童会
	土淵小学校では地域の河川の水生物調査を行い、水質保全の意識高揚に努めました。	8/21	小学生 9人

【青笹町】

＝地区目標＝

- 道路清掃（バイパス）、河川清掃、花いっぱい運動等環境美化活動を推進します。
- 自然との触れ合いと水資源の保全に努めます。
- 事業所では周辺環境に配慮した事業の展開に努めます。
- 遠野遺産等の文化財の保存活動に努めます。
- 資源回収活動を促進し、環境教育の推進に努めます。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季大掃除、市内河川清掃、国道バイパス沿線の草取り及び町内の主要道と公共的施設周辺への花苗植栽活動（花いっぱい運動）への取組みにより、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4～12月	約3,000人
	青笹町のシンボリック施設である青笹町民俗館の内外の清掃・除草を町内単位老人クラブが輪番制で定期的に行い、良好な景観の保持と環境美化に努めました。	4～11月	約150人
	青笹地区センター施設の周辺の清掃・除草及び樹木の剪定を青笹町老人クラブ連合会の奉仕活動として実施いただき、地域環境美化への弾みをつけました。	6/20	43人
	小・中学校の夏休み期間における親子行事として、行政区単位に市道沿線等のごみ拾い活動に取組み、環境美化意識の高揚に努めました。	8/2	134人
水資源の保全の推進	夏季及び秋季に行う町内環境パトロールに併せ、峠・山間部の水源地付近において、ごみ不法投棄が懸念される場所の巡視活動を行ない、水源及び水資源を保全する意識の高揚に努めました。	6/4、11/5	22人
文化財の保存活動の推進	青笹町しし踊り保存会の協力の下、保育園及び小学校において園児及び児童を対象に各年代に合った内容・レベルに調整しての練習機会を設けて踊り習得に取組みました。また、それぞれの運動会や町民運動会等での披露・発表を通じて「青笹しし踊り」の伝承に努めました。11月には、青笹しし踊り保存会結成50周年記念式典にて踊りを披露しました。	5～11月	約800人
資源回収活動の推進	青笹小学校PTAを中心に町内全域を対象とした資源回収活動を行い、有価資源のリサイクルについての普及・気運醸成に努めました。また、適時、行政区単位での資源集団回収への取組みについて働きかけを行いました。	6/20、10/3	約300人

【上郷町】

＝地区目標＝

- 大峰鉦山跡地の白樺樹林の保全に努め、体験学習の場として活用を図ります。
- 動植物の生息地である湧水地周辺の保全と活用を推進します。
- 早瀬川源流域の役割として、水質の保全に努めます。
- 「上郷闊歩」編集の際発掘した、名所旧跡や自然景観を保全します。
- 環境学習の機会を創出し、環境保全活動へ積極的に参加します。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
大峰鉦山跡地における白樺樹林の保全及び体験の場としての活用	<p>地元の特産である白樺樹液の採取体験学習と世代間交流により、次代を担う子どもたちが自然とのふれあいを深める場となる大峰鉦山跡地白樺樹林の環境保全活動に努めました。</p> <p>また、白樺樹液採取を通じた体験学習と世代間交流により、次世代を担う子どもたちの自然とのふれあいを深める場と環境保全意識の高揚に努めました。</p>	<p>4/1～4/30</p> <p>4/15</p> <p>体験学習</p>	<p>体験学習参加者</p> <p>60人</p>
動植物の生息地である湧水地周辺の保全 早瀬川源流域の水質保全	一斉河川清掃の実施により、雑草、雑木の刈り払いやごみの除去作業を行い、河川の環境整備に努めました。	8/2	849人
名所旧跡及び自然景観の保全	町内全体で花いっぱい運動を展開し、各行政区それぞれの工夫を凝らした花壇を整備しました。	4/20～8/18	延べ 340人
	町内の美しい自然を守るため、ごみ集積所や不法投棄現場の状況について巡回パトロールを年2回実施しました。パトロール終了後には、意見交換や勉強会を開き、ごみの分別の徹底と不法投棄の防止に対する意識の向上を図りました。	6/4、10/2	51人
	遠野遺産認定制度、及びみんなで築くふるさと遠野推進事業の活用により、認定されている町内遺産の景観、環境保全に努めました。	通年	
環境学習の機会創出及び環境保全活動の積極的参加	町内ミニ広報誌「コミュニティーかみごう」において、正しいごみの分別方法などの記事を掲載し、家庭でできる環境保全に対する意識の向上を図りました。	毎週第3木曜日	全町民
	「もえるごみ処理の広域化と小型家電リサイクルについて」と題した研修の場を設け、もえるごみの減少と小型家電回収促進への意識を高めました。	1/8	17人

【宮守町】

= 地区目標 =

- 自然環境に親しみながら、豊かな生態系及び自然環境の保全・継承に取り組みます
- 水資源の大切さを深く認識し、稲荷穴名水の湧水や、河川等を保全するため、環境保全対策等に努めます。
- 道路清掃等の清掃活動や花いっぱい運動の環境美化活動を推進します。
- ごみの減量化やリサイクルの推進及び環境教育の奨励を行います。

= 実績 =

目標	取組状況	実施日	参加者数
自然環境保全と継承の推進	8月の「稲荷穴まつり」の開催などを通じて自然とのふれあいを深めるとともに、自然環境保全意識の高揚に努めました。	8/3	300人
河川の環境整備と水質保全	河川の環境保全を目的に、6月～9月に町内全域で住民総出による河川の草刈り及びごみ拾い等を実施し、環境整備に努めました。	6/14 6/21	185人 987人
環境美化活動の推進	町内一斉道路清掃の実施、宮守川上流地区による上宮守地内の国道396号線の法面の草刈りの実施や、子供会による空き缶拾い活動、各自治会等における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境意識の高揚に努めました。	通年	1,147人
廃棄物の減量及びリサイクルの推進	各行政区の公衆衛生組合長や保健推進員等により、ごみ集積所付近の不法投棄パトロールを実施し、不法投棄の防止と、ごみの正しい出し方・分別の徹底に努めました。また、町内小中学校の子供会で夏休み期間等にビンやアルミ缶、紙類等の廃品回収を行い、リサイクルの推進に努めました。	通年	
環境教育の奨励	公衆衛生組合長（区長）を対象に、今後のごみ処理の方法を把握するため、岩手中部クリーンセンターを視察研修した。	10/26～27	20人

＝ 資 料 ＝

ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例

目 次

前 文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本方針(第8条～第11条)

第3章 基本施策(第12条～第25条)

第4章 審議会(第26条～第33条)

附 則

民話のふるさと遠野市は、早池峰山の麓に抱かれた、水清く、空気が澄み、緑豊かな、北上高地の中央に開けた盆地のまちである。この恵まれた自然環境のもとに、遠野特有の文化が創造され、現代に受け継がれてきた。

しかし、急激に成長した今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさや生活の便利さをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、自然生態系のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境に大きな影響を及ぼすに至っている。

私たちは、自然の生態系の一部であることを自覚し、自然との共生の中で文化や文明を築き上げたことを忘れずに、環境への負荷の少ない生活様式を確立し、すべての生命が共存できるような社会を創らなければならない。

ここに、豊かな自然を愛する心を育みつつ連携を深め、貴重な自然環境を後世に残すという責務を認識し、自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、遠野型環境調和社会の実現に向け、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、滞在者、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 人間や生物の周囲にあって、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合う自然環境、社会的環境及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 遠野型環境調和社会 市の土地形態から区分した市街地区域、田園区域、里山区域及び森林区域の4領域で、住民がそれぞれの環境特性と課題に配慮しながら活動し、各領域間が協調を図り、総合的に自然環境との共生が形成される社会をいう。
- (4) 環境の保全及び創造 環境の自然的構成要素(大気、水、土壌、生物等をいう。)及び文化的構成要素(文化財、歴史的建造物等をいう。)に着目し、その保護及び整備を図ることによってこれを良好な状態に保持し、又は形成し、過去に損なわれた自然環境の再生と自然環境に配慮されなかったものを修復することをいう。
- (5) 滞在者 市内を通過する者又は旅行等により市内に滞在する者をいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のあ

る動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(8) 遠野らしさ 厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、及び環境への負荷をできる限り低減することによって、環境への負荷の少ない経済の発展を図りながら、持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制に努め、環境美化活動、資源回収活動その他の環境保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第5条 滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷の低減及び事業場周辺の環境美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者との協働の下に、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に確保すること。

(2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて適性に保全するとともに、失われた自然環境を再生すること。

(3) 遠野らしい自然景観、歴史にはぐくまれた伝統及び社会的な環境との調和を図り、自然との豊かなふれあいを確保しながら、人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、遠野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、遠野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、遠野市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 基本施策

(施策の配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者自らが環境調査及び環境に及ぼす影響の検討を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要に応じて規制の措置を講ずるものとする。

(誘導措置)

第15条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるように、誘導に努めるものとする。

(施設整備等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地、河川その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備並びに森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する公共的事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(遠野らしい環境の保全)

第17条 市は、遠野らしい環境を保全するものとする。

2 市は、遠野らしい環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他人に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市民、滞在者及び事業者は、遠野らしい環境を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済の機器、資材及び遊休地等の適切な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を尊重しなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第19条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の活動促進措置)

第20条 市は、市民及び事業者又はこれらの組織する団体(以下「民間団体等」という。)が自発的

に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査等体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力)

第 25 条 市は、国その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 審議会

(設置)

第 26 条 市の環境保全に関する基本施策等を調査し、審議し、及び評価するため、市長の諮問機関として、遠野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 14 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の役職員
- (4) 公募による者

(任期)

第 28 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 29 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第 30 条 審議会は、専門の事項を調査、審議及び評価するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が必要と認める者のうちから委嘱し、調査等が終了したときは解職されるものとする。

(会議)

第 31 条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 32 条 審議会の庶務は、環境整備部において処理する。

(委任)

第 33 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。